

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

兵庫県たつの市長

## 公表日

令和5年9月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③基礎年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦年金生活者支援給付金の受付・報告</p>
③システムの名称	国民年金システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の31、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国保医療年金課
②所属長の役職名	国保医療年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 市民生活部 国保医療年金課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3240(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保医療年金課長 上田 照一	国保医療年金課長 和田 利恵	事後	人事異動に伴う所属長の異動
平成29年5月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一 第31項	・番号法第9条第1項及び別表第一 第31項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第24条の2	事後	
平成29年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成28年10月31日時点	平成29年4月30日時点	事後	
平成29年5月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成28年10月31日時点	平成29年4月30日時点	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保医療年金課長 和田 利恵	国保医療年金課長	事後	
平成30年6月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	
平成30年6月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	
令和1年5月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年5月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年5月20日	IVリスク対策	-	様式追加	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	平成31年4月30日時点	令和2年8月4日時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	平成31年4月30日時点	令和2年8月4日時点	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) ⑦年金生活者支援給付金の受付・報告	事後	評価の再実施 追記
令和3年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の31の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第24条の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の31、95の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第24条の2、第68条の2	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和2年8月4日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和2年8月4日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	[ ]接続しない(入手) リスク対策 [十分である]	[○]接続しない(入手)	事後	評価の再実施 接続(入手)していないため
令和3年10月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	[ ]接続しない(提供) リスク対策 [十分である]	[○]接続しない(提供)	事後	評価の再実施 接続(提供)していないため
令和4年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	たつの市役所 総務部 情報推進課	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和4年9月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	